

報告第 1 号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理し処理したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により、会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 5 年 2 月 22 日

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

臨時代理第 5 号

富津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

別紙のとおり

富津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに
公布する。

令和 5 年 2 月 22 日

富津市教育委員会教育長

岡 根 茂

富津市教育委員会規則第 2 号

富津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

富津市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富津市条例第19号）の施行については、富津市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年富津市規則第3号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（富津市教育委員会の所管に係る富津市個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 2 富津市教育委員会の所管に係る富津市個人情報保護条例施行規則（平成16年富津市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

報告第 2 号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理し処理したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条
第 1 項の規定により、会議を招集する暇がないと認め、次のとおり臨時代理をする。

令和 5 年 3 月 13 日

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

臨時代理第 6 号

令和 5 年度富津市一般会計補正予算（第 1 号）案のうち教育に関する事務に
係る部分について

別紙のとおり

第 2 表 継続費補正

(単位：千円)

追加	款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費		大佐和中学校屋内運動場改築事業 (耐力度調査及び基本・実施設計業務委託、用地測量業務委託)	88,264	令和5年度	25,497
					令和6年度	62,767

令和5年度富津市一般会計補正予算(第1号)(総括)(案)

歳出

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説 明
10. 教育費	2,071,010	34,037	2,105,047	
3. 中学校費	143,641	34,037	177,678	
3. 大佐和中学校屋内運動場 改築費	0	34,037	34,037	
(大佐和中学校屋内運動場 改築事業)				
12. 委託料	0	34,037	34,037	耐力度調査及び基本・実施設計業務委託料 18,018 用地測量業務委託料 7,479 地質調査業務委託料 7,942 境界立会代行業務委託料 598 ※ 財源(公共施設等マネジメント基金 繰入金)
歳出予算要求合計額(節分)	0	34,037	34,037	

令和5年度富津市一般会計補正予算(第1号)(教育総務課)(案)

歳出

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額	補正額	計	説 明
10. 教育費				
3. 中学校費				
3. 大佐和中学校屋内運動場 改築費				
(大佐和中学校屋内運動場 改築事業)				
12. 委託料	0	34,037	34,037	耐力度調査及び基本・実施設計業務委託料 18,018 用地測量業務委託料 7,479 地質調査業務委託料 7,942 境界立会代行業務委託料 598 ※ 財源(公共施設等マネジメント基金 繰入金)
歳出予算要求合計額(節分)	0	34,037	34,037	

報告第3号

富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について
富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和2年富津市教育委員会告示第4号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和5年3月29日提出

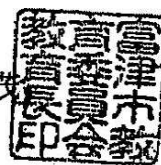
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月22日

富津市教育委員会教育長 岡 根 茂



富津市教育委員会告示第1号

富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和2年富津市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食費に対する就学奨励費については、受給者に係る学校給食費に充当できるものとする。

別記第1号様式中

申請者（保護者）	住所
住所	電話番号
氏名	保護者氏名
電話	

」を」に、

1 児童生徒氏名

氏名	学校名	学年	性別

2 世帯の状況

ふりがな 氏名	生年月日 年齢	性別	続柄	職業又は 在学学校名・学年
	(歳)	男・女	本人 (児童等)	
	(歳)	男・女		
		男・女		

	(歳)			
	(歳)	男・女		
	(歳)	男・女		

」を

「

1 児童生徒氏名

氏名	学校名	学年

2 世帯の状況

ふりがな 氏名	生年月日	続柄	職業又は 在学学校名・学年
上記児童生徒	年 月 日	本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

」に改

める。

別記第2号様式中

「

氏 名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	職 業 ま た は 在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)
	年 月 日 (歳)		本人 (児童等)	
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			

	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			
	年 月 日 (歳)			

」を

「

氏 名	生年月日	続 柄	職 業 ま た は 在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)
	年 月 日	本人	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

」に改

める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

富津市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和2年富津市教育委員会告示第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(申請) 第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該児童生徒が在籍する小学校等の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。 (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記第2号様式） (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、就学奨励費の請求に関する権限を学校長に委任することに同意しなければならない。 (支給の方法) 第9条 就学奨励費は、受給者に直接支給するものとする。ただし、就学奨励費を直接支給することが適当でないとき、教育委員会が認めるときは、受給者の委任に基づき、学校長に支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、学校給食費に対する就学奨励費については、受給者に係る学校給食費に充当できるものとする。 別記 第1号様式（第5条関係） 第2号様式（第5条関係）	(申請) 第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該児童生徒が在籍する小学校等の校長（以下「学校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。 (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記第2号様式） (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、就学奨励費の請求に関する権限を学校長に委任することに同意しなければならない。 (支給の方法) 第9条 就学奨励費は、受給者に直接支給するものとする。ただし、就学奨励費を直接支給することが適当でないとき、教育委員会が認めるときは、受給者の委任に基づき、学校長に支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、学校給食費に対する就学奨励費については、受給者に係る学校給食費に充当できるものとする。 別記 第1号様式（第5条関係） 第2号様式（第5条関係）

報告第4号

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱（令和4年富津市教育委員会告示第4号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月6日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第2号

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱（令和4年富津市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱（令和4年富津市教育委員会告示第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 (施行期日) 1 この告示は、公示の日から施行する。 (失効) 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 この告示は、公示の日から施行する。 (失効) 2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。

報告第5号

富津市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を制定する告示
について

富津市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和5年富津市教育委員会告示第3号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月7日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第3号

富津市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市立図書館（以下「図書館」という。）に設置する防犯カメラ及び防犯カメラに記録された画像（以下「画像」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の予防及び犯罪発生時の検証等をすることを目的に設置する固定のカメラであって、継続的に設置され、画像の録画装置を備えるものをいう。

(管理責任者等)

第3条 画像の管理及び取扱いを適正に行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理責任者は、図書館の長をもって充てる。

3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

4 取扱者は、管理責任者が指名する職員とし、管理責任者の指示により防犯カメラの操作、画像の検索、閲覧、複製その他の運用を行う。

(防犯カメラの設置場所等)

第4条 防犯カメラを設置する場所は、防犯カメラの設置により犯罪の抑止となることが見込まれる区域とし、防犯カメラを設置する台数及びその撮影する範囲は、必要な最小限度に限るものとする。

2 管理責任者は、図書館内の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨を表示するものとする。

(画像の保存期間等)

第5条 画像の保存期間は、1か月以内とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、保存期間を延長することができる。

- (1) 法令等に基づく要請を受けた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めた場合

2 保存期間を経過した画像は、防犯カメラに新たな画像を録画すること等により速やかに消去するものとする。

(画像の適正管理)

第6条 管理責任者は、第3条第3項に規定する画像の適正な管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像を記録した媒体の管理に当たっては、施錠その他の必要な措置を講じること。
- (2) 撮影した画像は現状どおりに保管するものとし、編集、加工等をしないこと。
- (3) 画像の記録媒体の廃棄に当たっては、破碎、溶解その他の方法により、記録媒体から画像が再生できないよう適切な措置を講じること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラ、画像及び記録媒体について、漏えい、盗難、紛失等を防止するために必要な措置を講じること。

(画像の閲覧、複製等)

第7条 取扱者は、管理責任者の指示に基づく場合を除き、画像を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出してはならない。

2 取扱者は、画像を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出すときは、富津市立図書館防犯カメラ画像閲覧等記録簿（別記第1号様式）にその旨を記載しなければならない。

(画像の目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 管理責任者は、個人情報保護に関する法律（平成15年号外法律第57号）第69条第2項各号に掲げる場合を除き、画像の目的外利用及び外部提供をしてはならない。

(画像の提供の申請)

第9条 画像の提供を受けようとする者は、あらかじめ富津市立図書館防犯カメラ画像提供申請書(別記第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(画像の提供の決定等)

第10条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、提供の可否を決定し、富津市立図書館防犯カメラ画像提供決定通知書(別記第3号様式)又は富津市立図書館防犯カメラ画像不提供決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 管理責任者は、前項の規定により防犯カメラの画像を外部提供したときは、富津市立図書館防犯カメラ画像及び記録媒体の情報提供記録簿(別記第5号様式)に記録し、保管しなければならない。

(画像の提供の範囲等)

第11条 管理責任者は、前条第1項の規定により画像を外部提供するときは、必要最小限度の範囲にとどめるものとする。

2 前項の規定により画像の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破砕その他の必要な処理を行うこと。

(守秘義務)

第12条 管理責任者、取扱者その他の防犯カメラの管理運用に関する事務に従事する者は、職務上知り得た秘密をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情の処理)

第13条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用管理に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

(個人情報の保護に関する法律の適用)

第14条 管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置及び管理運用が市民の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

富津市立図書館防犯カメラ画像閲覧等記録簿

番号	日付	目的又は理由	防犯カメラ の 設置場所	閲覧した画像の範囲	複製の 有無	保存 期間	廃棄年月日 及び方法
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		
				年月日時分から 年月日時分まで	有・無		

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

富津市教育委員会

様

申請者

住所
機関名
代表者名
担当者氏名
電話番号

富津市立図書館防犯カメラ画像提供申請書

下記のとおり、防犯カメラ画像の利用を申請します。

記

利 用 目 的	☐ 犯人検挙のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）
防犯カメラ設置場所	
防 犯 カ メ ラ 番 号	
検 索 画 像	
特 記 事 項	

第3号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

富津市教育委員会

富津市立図書館防犯カメラ画像提供決定通知書

年 月 日付けで申請のありました富津市立図書館防犯カメラ画像提供申請について、下記の条件を付して提供することを決定しましたので通知します。

記

- 1 提供を受けた画像については、適正に管理すること。
- 2 目的以外のために使用し、又は第三者に引き渡さないこと。
- 3 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破砕その他の必要な処理を行うこと。

第 年 月 日 号

様

富津市教育委員会

富津市立図書館防犯カメラ画像不提供決定通知書

年 月 日付けで申請のありました富津市立図書館防犯カメラ画像提供申請について、下記の理由により提供しないことを決定しましたので通知します。

記

（不提供の理由）

第5号様式（第10条関係）

富津市立図書館防犯カメラ画像及び記録媒体の情報提供記録簿

整 理 番 号		
カ メ ラ 番 号		
記 録 媒 体 番 号		
設 置 場 所		
提供年月日及び時間		年 月 日 () 時 分
提 供 先	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
	担 当 者	
提供した画像の 記 録 日 時		年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
情 報 提 供 の 目 的 及 び 理 由		
返却・破砕年月日		年 月 日 ()
管 理 責 任 者 氏 名		

報告第 6 号

富津市中学生海外派遣交流事業実施要綱を制定する告示について

富津市中学生海外派遣交流事業実施要綱(令和 5 年富津市教育委員会告示第 4 号)
を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市中学生海外派遣交流事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月14日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第4号

富津市中学生海外派遣交流事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホームステイ等の海外生活体験を通して語学力の向上及び国際感覚を身につけ、世界で活躍できるグローバルな感性及び豊かな人間性を持った青少年を育成するとともに、姉妹都市カールスバッド市との友好親善及び相互理解を深めることを目的とする。

(資格)

第2条 富津市中学生海外派遣交流事業（以下「本事業」という。）の対象となる中学生は、次に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、中学校に在学している者
- (2) 心身ともに健康で協調性があり、規律ある行動がとれる者
- (3) 本事業に参加することについて、保護者が同意している者
- (4) 実用技能英語検定3級以上の資格又は英語の基礎的な能力を有する者
- (5) 本事業の適正な運営に支障を生ずるおそれがない者

(申込方法)

第3条 本事業への参加を希望する者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。ただし、提出された書類は、返却しないものとする。

- (1) 富津市中学生海外派遣交流事業志願書（別記第1号様式）
- (2) 富津市中学生海外派遣交流事業承諾書（別記第2号様式）

(選考委員)

第4条 富津市中学生海外派遣交流選考委員会（以下「選考委員会」という）は、富津市国際交流協会会長、企画政策部長、教育部長、学校教育課長、教育センター所長等により構成する。

(選考等)

第5条 教育委員会は、第3条の志願書等を受理したときは選考委員会の選考委員による面接を実施し、海外派遣者を決定する。

(結果通知)

第6条 教育委員会は、富津市中学生海外派遣交流事業選考結果通知（別記第3号様式）によりその旨を志願者に通知するものとする。

(引率者)

第7条 引率者は、原則として教育関係者から1人、富津市国際交流協会から1人決定する。

3 教育関係者は、富津市立中学校教職員又は教育委員会職員とする。

(費用)

第8条 市は、本事業に要する費用のうち、次に該当する費用を除き負担する。

- (1) 旅券発行手数料、任意旅行保険料及び電子渡航認証システム申請料
- (2) 本人の責めに帰すべき疾病又は事故による治療、入院費用等
- (3) 本事業以外の費用
- (4) 前3号の掲げるもののほか、個人的なことに係る費用一切

(派遣の取消し)

第9条 教育委員会は、選考委員会の選考により派遣することが決定した生徒（次条及び第11条において「派遣生徒」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業への派遣を取り消すことができる。

- (1) 出発前に第2条の資格に該当しなくなったとき。
- (2) 犯罪その他不良行為等により派遣者として不適格と認められるとき。
- (3) やむを得ない事由により参加不可能と認められるとき。

(事前研修)

第10条 派遣生徒は、市が実施する事前研修に参加するものとする。

(報告書の提出)

第11条 派遣生徒は、帰国後1箇月以内に海外派遣報告書を教育委員会に提出するとともに、派遣により得た成果を還元するため報告会等に出席するものとする。

(庶務)

第12条 本事業に係る各庶務については、次に掲げる担当において処理するものと

する。

(1) 富津市国際交流協会

ア 姉妹都市（アメリカ合衆国カリフォルニア州カールスバッド市）との連絡並びに日程及び行程の調整に関する事。

イ 富津市中学生海外派遣交流事業実施要項の整備に関する事。

(2) 教育委員会

ア 派遣の募集に関する事。

イ 選考委員会に関する事。

ウ 事前研修及び帰国後報告会に関する事。

エ 補助金に関する事。

(3) 企画課

ア 航空券、送迎等に関する事。

イ 海外派遣参加者負担金の収受に関する事。

ウ その他庶務に関する事。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による富津市中学生海外派遣交流事業に関し必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

富津市中学生海外派遣交流事業志願書

年 月 日

富津市教育委員会 御中

ふりがな
生徒氏名

私は、 年度富津市中学生海外派遣交流事業の趣旨及び研修内容を理解し希望します。

ふりがな			生 年 月 日	年 月 日生	
氏 名			年 齢	歳	性 別
住 所					
電 話 番 号					
メールアドレス					
学 校 名					
学 校 住 所					
学 校 電 話 番 号					
学 年 組	年 組	担 任 名			
保 護 者					
氏 名				続 柄	

年 月 日現在で記入願います。

本人（生徒）の志願理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

第2号様式（第3条関係）

富津市中学生海外派遣交流事業承諾書

年 月 日

富津市教育委員会 御中

保護者住所 _____

保護者氏名 ふりがな _____

私は、 年度富津市中学生海外派遣交流事業の趣旨及び研修内容を理解し、（生徒氏名）がこの事業に参加することを、下記のとおり、承諾いたします。

記

承諾した理由

第3号様式 (第6条関係)

年度富津市中学生海外派遣交流事業選考結果通知

年 月 日

(保護者氏名)

様

富津市教育委員会

年度富津市中学生海外派遣交流事業に応募していただきましてありがとうございます。

年度富津市中学生海外派遣交流事業選考について、選考委員会にて総合的な観点で公正かつ公平な審査を行い、(生徒氏名) 様の選考結果を下記のとおり通知いたします。

72

- 1 選考結果 派遣者に決定いたしました。
- 2 その他 (1) 派遣者に決定した生徒につきましては、健康診断書を提出していただきます。このことについては、別途通知いたします。
- (2) 健康診断書の結果によりましては、派遣者にならない場合がありますのでご承知願います。

第3号の2様式（第6条関係）

年度富津市中學生海外派遣交流事業選考結果通知

年 月 日

(保護者氏名)

様

富津市教育委員会

年度富津市中学生海外派遣交流事業に応募していただきましてありがとうございます。
 ございます。

年度富津市中学生海外派遣交流事業選考について、選考委員会にて総合的な観点で公正かつ公平な審査を行い、(生徒氏名) 様の選考結果を下記のとおり通知いたします。

福

選考結果 残念ながら、派遣者になりませんでした。

報告第7号

富津市部活動地域移行協議会設置要綱を制定する告示について

富津市部活動地域移行協議会設置要綱（令和5年富津市教育委員会告示第5号）
を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和5年3月29日提出

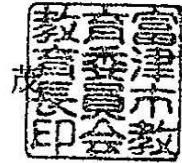
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市部活動地域移行協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月14日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第5号

富津市部活動地域移行協議会設置要綱

(設置)

第1条 富津市立中学校（以下この条及び第3条第2項において「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び少子化、働き方改革等の実現に向けて、地域の子は学校を含めた地域で育てるという意識の下、中学校における部活動の段階的な地域移行に関する課題に総合的に取り組むため、富津市部活動地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる部活動の段階的な地域移行に係る事項を検討する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒、教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。
- (4) 教職員の部活動の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ協会会長
- (2) 地域総合型クラブ会長
- (3) 学識経験者
- (4) 中学校校長
- (5) 顧問代表
- (6) 小中体育連盟代表

- (7) 保護者代表
 - (8) 教育部長
 - (9) 学校教育課長
 - (10) 生涯学習課長
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は教育部長の職にある者をもって、副会長は学校教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 8 号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を制定する告示について

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和 5 年富津市教育委員会告示第 6 号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月16日

富津市教育委員会教育長 岡 根



富津市教育委員会告示第6号

富津市学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における犯罪を予防し、児童生徒の安全確保及び学校施設の適正管理を目的として教育委員会が設置する防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 学校に設置する固定のカメラであって、録画装置、画像表示装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラに記録された画像をいう。

(設置場所)

第3条 防犯カメラの設置場所及び台数は、別表に定めるとおりとする。

- 2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めなければならない。
- 3 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが作動している旨及び教育委員会が設置している旨を表示し、市民に周知するものとする。

(総括管理者)

第4条 防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、総括的な管理及び指導を行うため、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、防犯カメラを適正な場所に設置するとともに、管理責任者が設置の目的に従った防犯カメラの運用及び維持管理を図ることができるよう、指導

その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 総括管理者は、防犯カメラ及び記録媒体の経年劣化等により廃棄するときは、破碎、溶解その他の方法により、防犯カメラ及び記録媒体から画像が再生できないよう適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者等)

第5条 学校が管理する敷地内の適正管理並びに防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラを設置した学校の校長とする。
- 3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他画像の適正な管理のため必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の事務の適正化を図るため、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。
- 5 取扱者は、防犯カメラを設置した学校の教頭とする。

(稼働時間)

第6条 防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。ただし、点検、修理その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(画像の保存期間等)

第7条 画像の保存期間は、録画した日の翌日から14日以内とする。ただし、第10条各号に掲げる場合その他総括管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 保存期間を経過した画像は、防犯カメラに新たな画像を録画することにより消去するものとする。

(画像の適正管理)

第8条 管理責任者は、第5条第3項に規定する画像の適正な管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像を記録した媒体の管理に当たっては、施錠その他の必要な措置を講じること。
- (2) 画像は原状どおりに保管するものとし、編集、加工等をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防犯カメラ、画像及び記録媒体について、漏えい、盗難、紛失等を防止するために必要な措置を講じること。

(画像の閲覧及び複製)

第9条 取扱者及び学校の職員は、管理責任者の指示に基づく場合を除き、画像を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出してはならない。

- 2 取扱者は、画像を閲覧し、複製し、又は画像が記録された媒体を持ち出すときは、富津市学校防犯カメラ画像閲覧等記録簿（別記第1号様式）にその旨を記載しなければならない。

(画像の外部提供の制限)

第10条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像の外部提供をしてはならない。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査を目的とした請求を受けた場合
(2) 前号に掲げるもののほか、事案の発生の状況を踏まえ、個人の生命、身体及び財産並びに学校の施設・設備を保護するため特に緊急かつやむを得ないと認める場合

(画像の提供の申請)

第11条 画像の提供を受けようとする者は、あらかじめ富津市学校防犯カメラ画像提供依頼書（別記第2号様式）により総括管理者を経由し、教育委員会に申請しなければならない。この場合において、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの請求その他法令等に基づく請求により、前条各号に該当すると認めるときは、当該文書をもって当該依頼書に代えることができる。

(画像の提供の決定等)

第12条 教育委員会は、前条の依頼書の提出があったときは、提供の可否を決定し、富津市学校防犯カメラ画像提供回答書（別記第3号様式）により依頼者に通知するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により防犯カメラの画像を外部提供したときは、富津市学校防犯カメラ画像提供記録簿（別記第4号様式）に記録し、保管しなければならない。

(画像の提供の範囲等)

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定により画像を外部提供するときは、必要最小限度の範囲にとどめるものとする。

- 2 前項の規定により画像の提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ならない。

- (1) 画像を適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破砕その他の必要な処理を行うこと。
- (守秘義務)

第14条 管理責任者、取扱者その他の防犯カメラの管理運用に関する事務に従事する者は、職務上知り得た秘密をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護法の遵守)

第15条 管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置及び管理運用が市民の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

設置場所	設置台数
青堀小学校	3台
富津中学校	3台
天羽中学校	3台

別記

第1号様式(第9条関係)

富津市学校防犯カメラ画像閲覧等記録簿

(学校)

番号	日付	閲覧者	目的又は理由	防犯カメラ 番号	閲覧した画像の範囲	管理責任者 確認
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
					年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

第2号様式（第11条関係）

年 月 日

富津市教育委員会 様

申請者 機関名
所在
代表者名
担当者職氏名
電話番号

富津市学校防犯カメラ画像提供依頼書

下記のとおり、防犯カメラ画像の提供を依頼します。

記

利用目的	
防犯カメラ設置場所	
録画日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
その他特記事項	

第3号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市教育委員会

富津市学校防犯カメラ画像提供回答書

年 月 日付けで提供依頼のありました防犯カメラ画像について、下記のとおり回答します。

記

1 画像提供の可否

- (1) 提供する
- (2) 提供しない
(理由：)

2 条件

- (1) 提供を受けた画像については、適正に管理すること。
- (2) 目的以外のために使用し、又は第三者に引き渡さないこと。
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却、破碎その他の必要な処理を行うこと。

第4号様式（第12条関係）

富津市学校防犯カメラ画像提供記録簿

提 供 年 月 日	年 月 日 ()	
提 供 機 関 名		
提 供 者 (職氏名、連絡先等)		
利 用 目 的		
設 置 場 所 及びカメラ番号	学校	
提供した画像の 録 画 日 時	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分 から 時 分 まで
記 録 媒 体		
返却・粉碎年月日	年 月 日 ()	
特 記 事 項		